

第3章 神明貝塚の概要

第1節 史跡指定に至る経緯

神明貝塚の存在は、大正13年の郷土誌の記載が初出です。昭和3年には『日本石器時代遺物発見地名表』で紹介されました。一方で、神明貝塚が所在する西親野井地区では、昭和22年のカスリーン台風の以降、江戸川の拡幅に伴い集落が移転し、原野や山林が開墾され、貝塚が露になったと伝えられています。

昭和35～37年に文化財保護委員会（現文化庁）による全国遺跡分布調査の一環として、埼玉県教育委員会は県内の遺跡の分布調査を進め、昭和36年に『埼玉県遺跡地図一付埼玉県遺跡地名表』が刊行されました。同年、埼玉県立浦和第一女子高等学校郷土研究部により、初めての発掘調査が行われ、さらに、昭和40年、庄和町教育委員会は神明貝塚の永久保存の方法を検討するため、学識者の協力を得て実態解明の発掘調査を行いました。

この成果を踏まえ、昭和44年に末永く保存すべき遺跡として埼玉県重要遺跡に選定され、庄和町教育委員会では国または県史跡への指定に向けて、地元関係者との協議を重ねました。しかし、史跡範囲案が約4haと広大であったため、より詳細な範囲確定が求められました。そこで、昭和54年に、ハンドボーリングやトレンチ調査により、貝塚の範囲を明らかにしました。

昭和60年代に入り、町づくりの理念や将来像を示した庄和町基本構想において、神明貝塚一帯を公園化することで保存に努めることを盛り込みました。また、基本計画や総合振興計画でも、神明貝塚を貴重な文化遺産と位置付け、保存や整備の検討を記載しました。

平成17年10月には、春日部市と庄和町が合併し、新市春日部市が誕生しました。平成20年に策定された春日部市総合振興計画では、「縄文時代の大規模貝塚である『神明貝塚』については、埼玉県を代表する貝塚であることから、保護保存に努め、文化庁や埼玉県とともに国史跡への指定に向けた様々な調査を進めます」と、施策の中で明示し、平成21年から成29年まで9ヵ年にわたって、本格的に保存目的の調査を実施しました。

保存目的の調査では、過去4度の調査によって積み重ねられた課題を念頭に、貝塚の範囲や規模、形成過程、存続期間の把握、周辺環境の探究、東京湾岸の貝塚群の中での位置付けなどを明らかにすることを目的とし、ハンドボーリングやトレンチ調査を実施しました。その結果、神明貝塚の特徴として、

- 1 貝塚全体がほぼ完全な形で保存されていること
- 2 集落の存続期間が縄文時代後期前半に限られ、その時期の集落の形態を端的に示すことが可能であること
- 3 動植物遺体や石器などから汽水域の営みを顕著に表わしていること
- 4 日本列島最大の大型貝塚密集地帯である東京湾岸域の北端の貝塚として、貝塚群の一翼をなしていること

以上の4項目を平成30年刊行の『埼玉県春日部市神明貝塚総括報告書』で明らかにしました。

同年5月には史跡同意に向けた地権者説明会を開催し、令和元年7月には春日部市を含め計23名の同意をもって、文部科学大臣に史跡指定を意見具申しました。その後、同年11月15日に文化審議会から文部科学大臣あてに史跡指定が答申され、令和2年3月10日、文部科学省告示第17号の官報告示により、貝塚では富士見市水子貝塚、さいたま市真福寺貝塚、蓮田市黒浜貝塚に続く、県内4番目の史跡に指定されました。また、同年7月22日、文化庁告示第58号により、春日部市が史跡を管理すべき地方公共団体に指定されました。



写真13 神明貝塚近景



写真14 調査風景（昭和36年）

表1 史跡神明貝塚の調査等一覧

年次	概要等
大正13年 (1924)	貝塚の存在を記した初出文献「寶珠花之今昔」刊行
昭和3年 (1928)	東京帝國大学による「日本石器時代遺物発見地名表」で人工遺物と貝塚の存在が記載される
昭和10年 (1935)	田沢金吾「ドルメン第4巻第6号」にて環状貝塚であることが示唆される
昭和26年 (1951)	埼玉県「埼玉縣史第一巻先史原始時代」にて貝塚と人工遺物について紹介される
昭和34年 (1959)	酒詰仲男「日本貝塚地名表」にて『西親野井貝塚』の遺跡名で紹介（『親野井貝塚』、『神明耕地貝塚』を異称）
昭和36年 (1961)	埼玉県立浦和第一女子高等学校郷土研究部による最初の調査の実施（1次調査）、調査面積60m ²
昭和40年 (1965)	庄和町教育委員会が組織した学識者を中心とする保存目的の調査の実施（2次調査）、調査面積171m ²
昭和44年 (1969)	埼玉県教育委員会から埼玉県重要遺跡に選定される
昭和51年 (1976)	国、県史跡に向けた地元関係者への説明会を開催
昭和53年 (1978)	
昭和54年 (1979)	貝塚範囲の確定を目的とする範囲確認調査の実施（3次調査）、調査面積810m ²
平成14年 (2002)	町道拡幅に伴う記録保存の緊急調査を貝塚東縁で実施（4次調査）、調査面積229.5m ²
平成21年 (2009)	神明貝塚の取扱と国史跡に向けた保存目的の調査について地権者説明会を開催
平成22年 (2010)	保存目的の調査として、貝層範囲の確認とグリッド調査の実施（5次調査）、調査面積272m ²
平成23年 (2011)	貝層範囲の確認とグリッド調査の継続（6次調査）、調査面積356m ² 、（7次調査）調査面積244m ²
平成24年 (2012)	前年度に引き続き、貝層範囲の確認を継続（8次調査）、調査面積1,000m ²
平成26年 (2014)	貝層範囲の確認とグリッド調査（9次調査）、調査面積100m ² 、実態解明の調査として貝塚南部の集落を調査（10次調査）、調査面積144m ²
平成27年 (2015)	実態解明の調査として貝塚南部の集落を調査（11次調査）、調査面積168m ²
平成28年 (2016)	実態解明の調査として貝塚北西部を面的に調査（12次調査）、調査面積344m ²
平成29年 (2017)	「神明貝塚」の国史跡指定を進めることについて市長決裁
平成30年 (2018)	総括報告書の刊行、史跡指定に向けた地権者説明会の開催
令和元年 (2019)	史跡指定に関わる意見具申、文化審議会からの答申
令和2年 (2020)	文部科学省告示第17号による史跡指定の告示、文化庁告示第58号による史跡管理団体の指定の告示

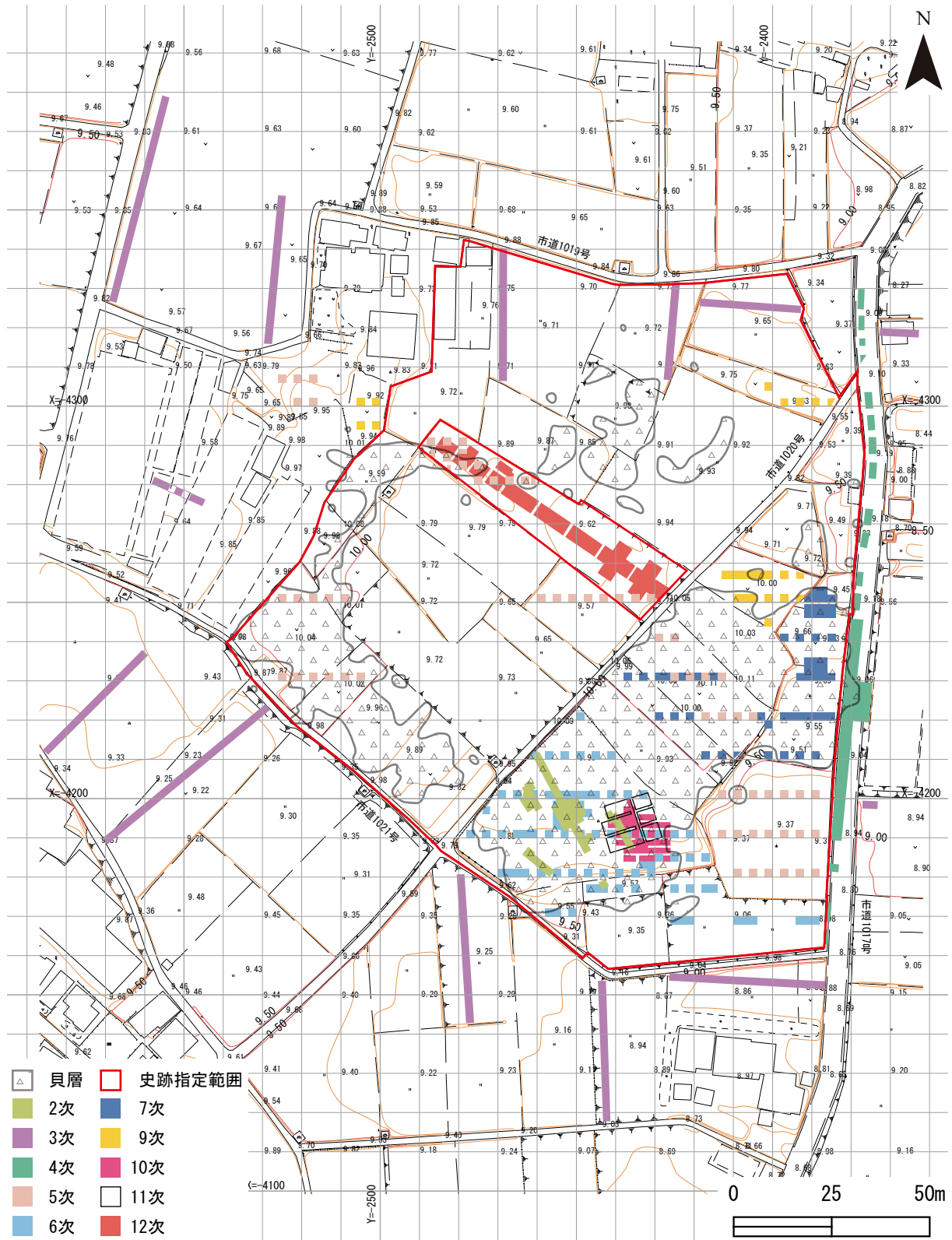


図 21 調査地点図

第2節 史跡指定内容

1. 告示内容

- (1) 名称：神明貝塚
- (2) 所在地：埼玉県春日部市西親野井字神明
- (3) 面積：19,876.44m²
- (4) 官報告示

①史跡指定

指定年月日：令和2年3月10日（文部科学省告示第17号）

名称：神明貝塚

所在地：埼玉県春日部市西親野井字神明 622 番 1、623 番 1、623 番 2、623 番 3、624 番 1、625 番 1、626 番 1、627 番、628 番、629 番 1、630 番 1、631 番、632 番、633 番、646 番 1、646 番 2、647 番、648 番、650 番、651 番、652 番、653 番、655 番、656 番、657 番、659 番、661 番のうち実測 1053.35m²、662 番のうち実測 861.16m²、663 番のうち実測 944.64m²、664 番のうち実測 464.81m²、665 番 1 のうち実測 353.45m²、670 番、671 番、672 番、673 番 1、673 番 2、673 番 3、694 番 2、694 番 15、622 番 1 と 660 番 1 に挟まれ 646 番 1 と 673 番 1 に挟まれるまでの道路敷、646 番 2 に西接し 673 番 3 と 694 番 11 に挟まれるまでの道路敷を含む

面積：19,876.44m²

②管理団体指定

指定年月日：令和2年7月22日（文化庁告示第58号）

管理団体名：春日部市

管理団体所在地：埼玉県春日部市中央六丁目2番地



図 22 史跡指定範囲

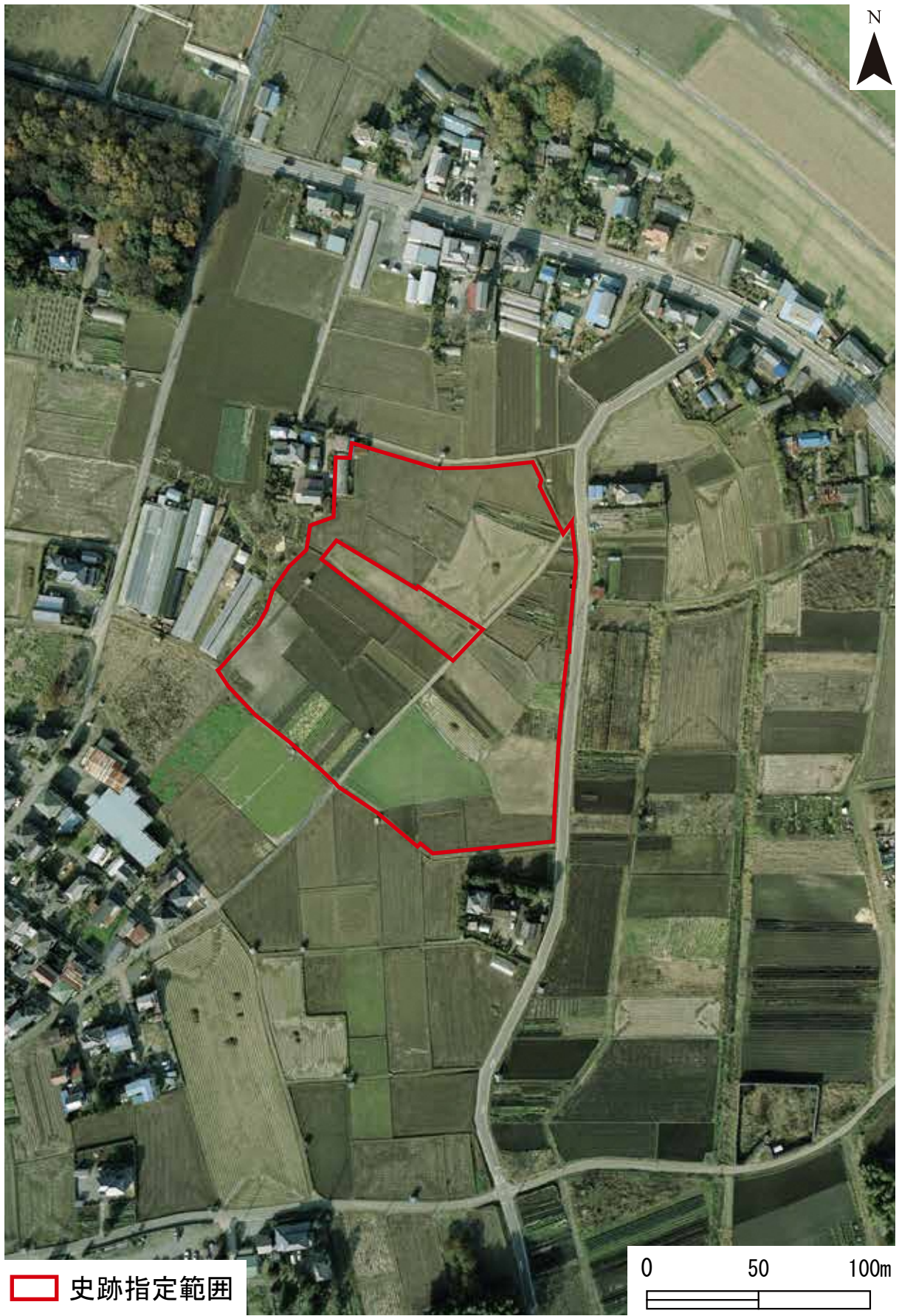


写真 15 史跡指定範囲

2. 指定理由

神明貝塚は埼玉県東部の春日部市に位置する、縄文時代後期前半の馬蹄形貝塚を伴う集落遺跡です。下総台地西端に位置する宝珠花支台の、標高 10m 前後の平坦地に立地し、遺跡の東側には中川低地へと通じる開析谷があります。神明貝塚で集落が営まれた当時、遺跡の周囲には縄文海進や海退により形成された汽水域が広がっていたと考えられます。

春日部市教育委員会では、昭和 36 年の埼玉県立浦和第一女子高等学校郷土研究部による発掘調査から、平成 21 年から 29 年の保存目的の調査までの、計 12 回の調査成果を平成 30 年 3 月に総括報告書として取りまとめています。

その成果によれば、神明貝塚は東西 160m、南北 140m で、北東部に幅 20 ～ 30m の開口部をもつ馬蹄形貝塚を有する集落遺跡です。東京湾岸最北部の汽水域に形成された同種の遺跡の中でも最大級の規模です。貝層は北部で薄く、それ以外の地点で厚く堆積します。これまでの発掘調査で検出した遺構は、住居跡 31 棟、土坑 36 基、土坑墓 5 基などがあります。集落では住居の構築と廃絶が繰り返され、貝層の堆積を伴いながら住居跡が埋積していきました。この過程で貝層中に墓の構築や焼土の形成が行われました。遺跡の南部では、集落前半期の住居跡が密集しており、この時期の集落の中心であったようです。集落後半期になると、住居は貝塚の内側に構築され、時期を経るごとに集落構造が変化しています。それとともに、集落前半期の住居の平面形は円形であったものが、後半期には方形へと変化することも判明しています。放射性炭素年代測定の結果、集落の存続期間はおよそ 3,800 ～ 3,500 年前と推定され、比較的短期間に営まれた遺跡といえます。

貝類の構成はほぼすべてが汽水性のヤマトシジミであり、ごくわずかにハイガイ、マガキ、ハマグリを伴います。魚骨にはコイ科、ドジョウ科、スズキ、クロダイ属、ボラ科など、淡水域や汽水域に生息する魚類が多くみられます。貝類の組成とともに、東京湾岸最北部に位置する神明貝塚の立地上の特徴をよく示しています。また、遺跡出土の炭化種実の分析では、オニグルミやクリを多く利用するとともに、コナラ属、ヒエ属、ダイズ属、アズキ亜属などの多様な植物も利用していたことが分かります。東側の開析谷（以下、「東の谷」と呼称する）の地質調査では、クリ花粉の出現率が高く、クリ林が人為的に管理された可能性もあります。このことは、焼失住居の建築部材の大半がクリ材であることと調和的です。

石器組成では、5割以上が石皿、台石、磨石などの植物加工具です。石錘、土錘などの漁撈具も1割程度みられます。しかし、石鏃などの狩猟具は極めて少数です。貝層も基本的に混貝土層で、貝類の利用はそれほど盛んではなかったとみられます。このことから、神明貝塚の人々の生業は、植物資源の利用を重視していたと考えられます。また、発掘された人骨に含まれる炭素と窒素の安定同位体の分析でも、東京湾東岸の同時期の貝塚に比べ、神明貝塚では海産物の利用が少ないことが分かっています。

以上のように、神明貝塚は東京湾岸最北部の汽水域に形成された貝塚を伴う縄文時代後期前半の集落遺跡の中でも最大級の規模をもち、存続期間が比較的短期間であるため、当時の集落構造の詳細な変化や、生業形態の具体像を知る上で重要です。豊富な動植物遺存体と出土石器、安定同位体比分析などから、汽水域という立地を背景とした生業形態の地域特性を知ることができる点は、神明貝塚の重要な特質です。また、集落域と貝層のほぼ全体が良好な状態で保存されていることも神明貝塚の価値を高めています。よって、史跡に指定し、保護を図ろうとするものです。

(文化庁監修『月刊文化財』令和2年2月号を参照)

第3節 これまでの調査成果

1. 地形

神明貝塚の現地表面は、周辺部がやや高く、中央部が僅かに低い地形です。貝塚本体の標高は9.5～10.1m台を示し、全体的に平坦な地形です。その東側には、中川低地から入り込む東の谷があります。昭和54年の調査では、市道9-1017号線の東側の試掘坑で、谷に向かう緩やかな斜面が確認されました。

しかし、農地改良に伴う埋め立てにより、現状では貝塚との比高差は1～2m程度と、貝塚形成期の地形を確認することはできません。なお、東の谷で地質調査（ボーリングコアの分析）を実施したところ、標高4m台後半から6m台前半のシルト質の地層より採取した大型植物遺体の放射性炭素年代測定により、縄文時代前期後半から晩期後葉に相当する年代値が得られました。このことから、貝塚と低地との当時の比高差は4～5m程度と復元できます。また、同地層から採取した珪藻化石の分析からは、低地の環境は谷奥では流れのある淡水域、谷の出口では流れの少ない汽水域であったと推察されます。

貝塚の南方及び北東には、比高差 50 ～ 70cm ほどの浅い谷状地形があります。南の谷状地形では縄文時代の生活面と考えられるローム漸位層の発達が少ないことから、貝塚形成期には、既に谷状の地形であったと推察されます。

第2章で記載したとおり、近世には江戸川の開削、近代以降では江戸川の拡幅工事が行われましたが、神明貝塚及びその周辺では、旧来の地形が良好に残されています。

2. 貝塚の範囲

神明貝塚は南北約 460m、東西約 290m の範囲が法に基づく埋蔵文化財包蔵地として周知されています。しかし、貝塚本体は周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲の南部に限定されます。それ以外の地点では、西方の杉戸町域で地点貝塚の存在が記録されているものの、住宅建築などに伴う確認調査では、貝層や遺構は確認されていません。そこで、貝塚本体の範囲を確定するため、貝殻が地表に散布されている範囲を中心に、検土杖によるボーリング調査を行いました。また、ボーリング調査の結果を追認するため、平成 22、23、26 年に、貝層及びその付近に試掘坑を設定し、表土下の貝層及び遺構の所在を確認しました。

その結果、現地表面下から 15 ～ 25cm で貝層を検出し、東西 160m、南北 140m の範囲で環状に巡り、北東部に幅 20 ～ 30m の開口部を持つ馬蹄形貝塚であることを確認しました。貝層の総面積は 6,625.2m² を測り、東部から南部にかけては幅 47m、長さ 118m の範囲に分布し、最大の分布域です。西部ではやや幅狭となり、幅 26m、長さ 68m の帯状に分布します。北部は局所的に分布し、北東に開口部があります。ボーリング調査では、貝層は北部では薄く、東部から南部、西部では厚く堆積していることが確認され、広範囲に分布する地点では層も厚い傾向が認められます。

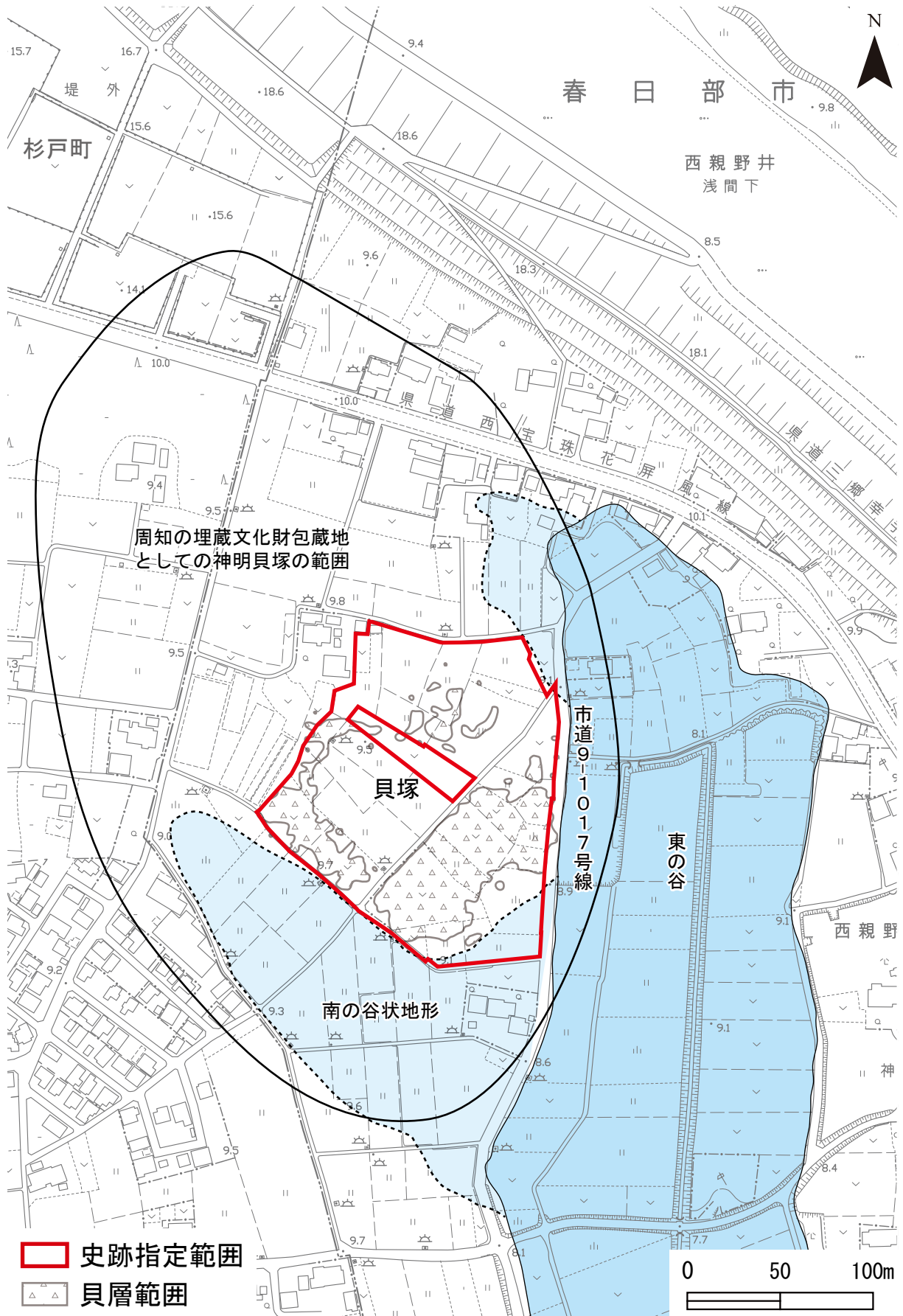


図 23 神明貝塚周辺の地形



写真 16 貝層の堆積状況

3. 集落の変遷と住居構造の変化

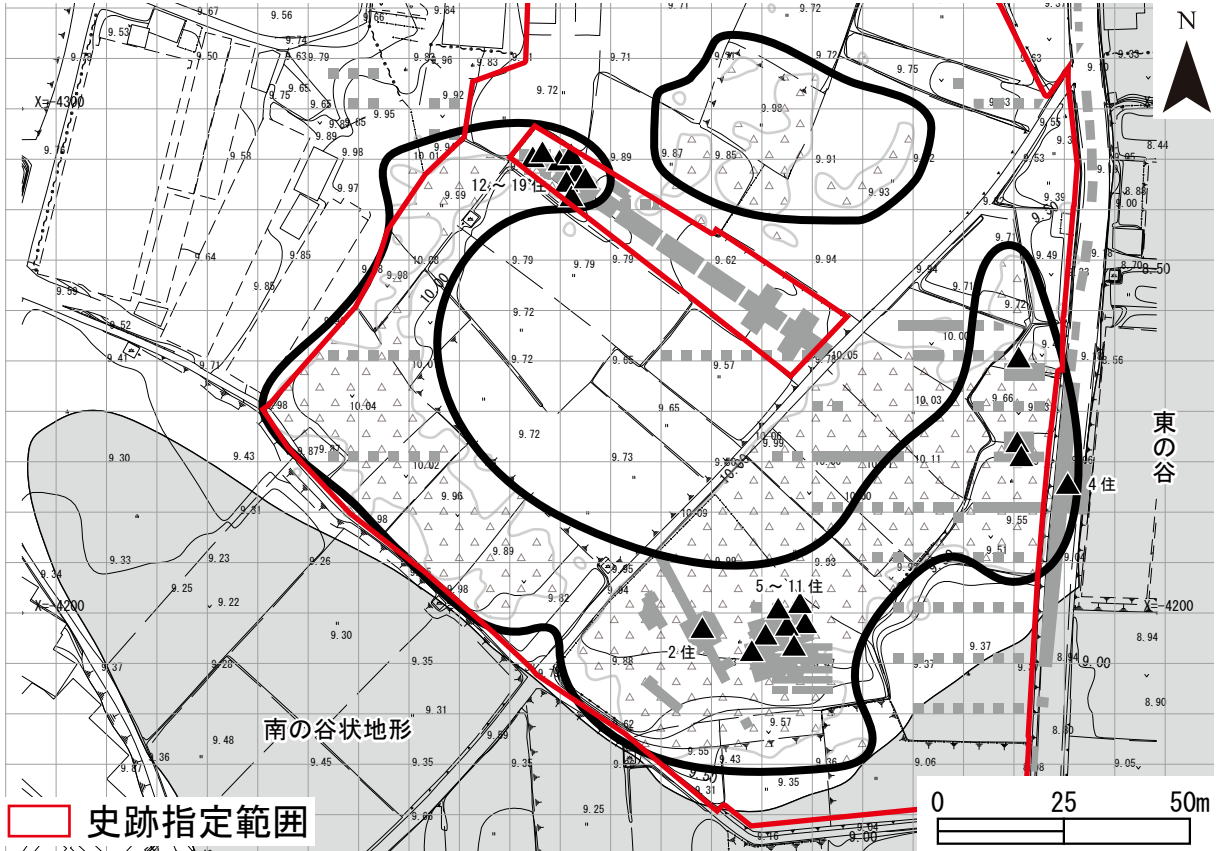
これまでの調査で検出した遺構は、住居跡 31 軒、土坑 36 基、墓 5 基、溝 3 条、焼土跡 38 基、灰溜りなど 15 ヶ所です。大半の遺構は貝塚形成期の縄文時代後期前半に帰属し、貝層とともに環状に分布します。貝層の外縁部では、北東に縄文時代前期の住居跡、南方に古墳時代後期の住居跡を確認しました。

平成 28 年の調査では、貝塚の北西から中央に向かって 4 × 70m の横断的な調査区を設定しました。遺構分布は外側に密で、中央部に向かうにつれ疎らになります。それと相関するように、土器や遺構は外側にあるものが古く（堀之内 1 式期）、内側が新しい（加曾利 B 1 式期）傾向です。また、外側の貝層上層に含まれる土器は、内側の遺構と時期を同じくするものが多くあります。

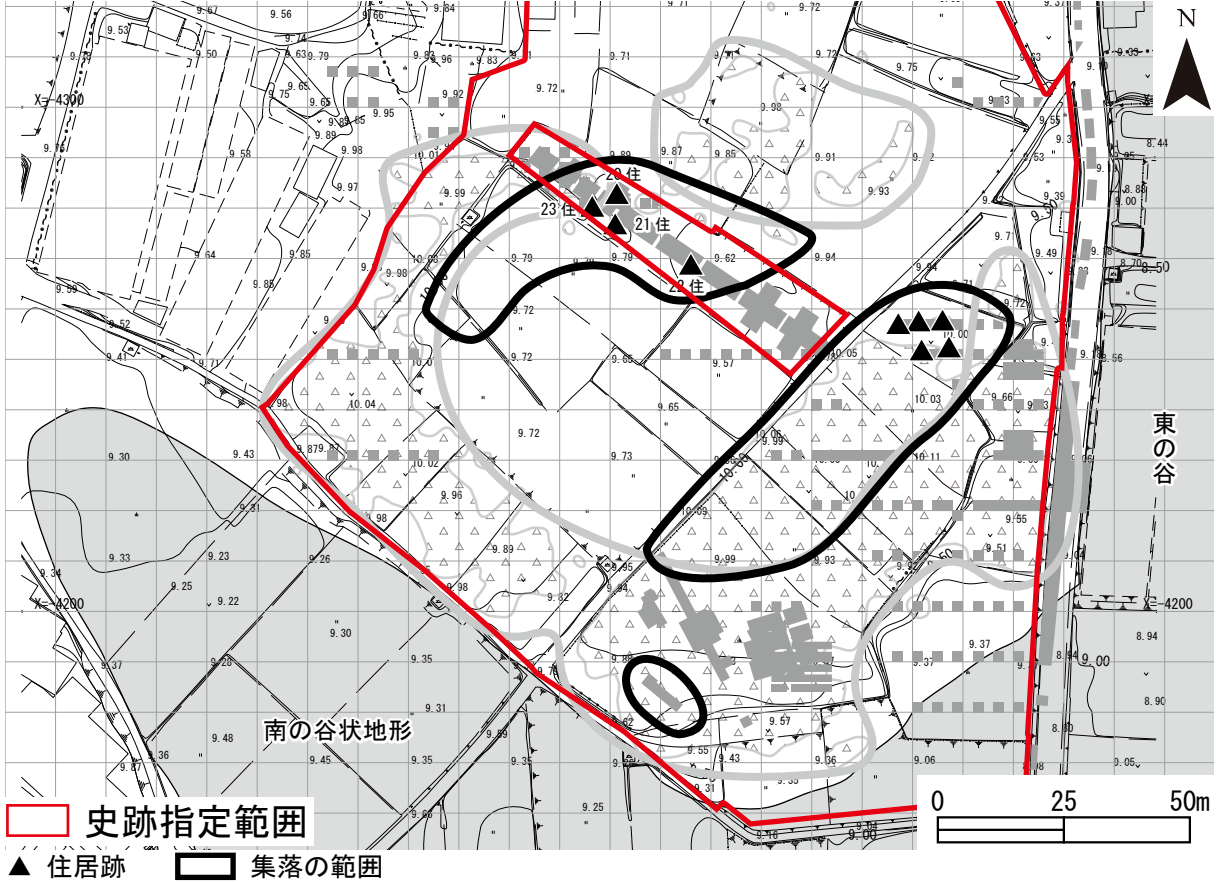
集落の変遷と連動するのが住居構造の変化です。住居跡の平面形態は円形、もしくは方形の 2 種類で、前者は長軸 6m 程度を測り、集落前半期（堀之内 1 式期）に帰属し、貝塚のなかでも外側に立地します。1 号住居跡のほか、4 ～ 19 号住居跡が該当します。後者は長軸 4m 程度で、集落後半期（加曾利 B 1 式期）に帰属し、貝塚の内側に立地します。20 号住居跡のほか、21 ～ 23 号住居跡が該当します。

このように、神明貝塚では、集落が外側から内側へと移行するとともに、住居の構造も変化する様相が捉えられました。

前半期の集落の範囲



後半期の集落の範囲



史跡指定範囲
 集落の範囲
 住居跡

図 24 集落の変遷

前半期の住居の形

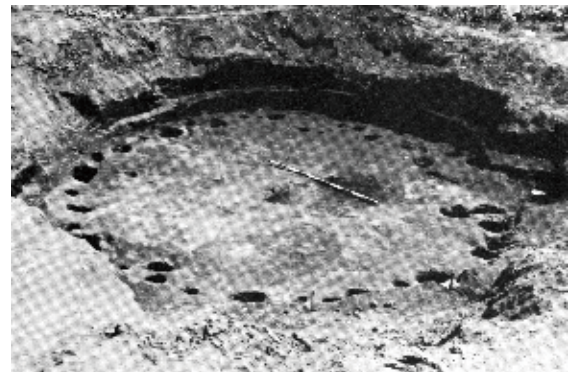
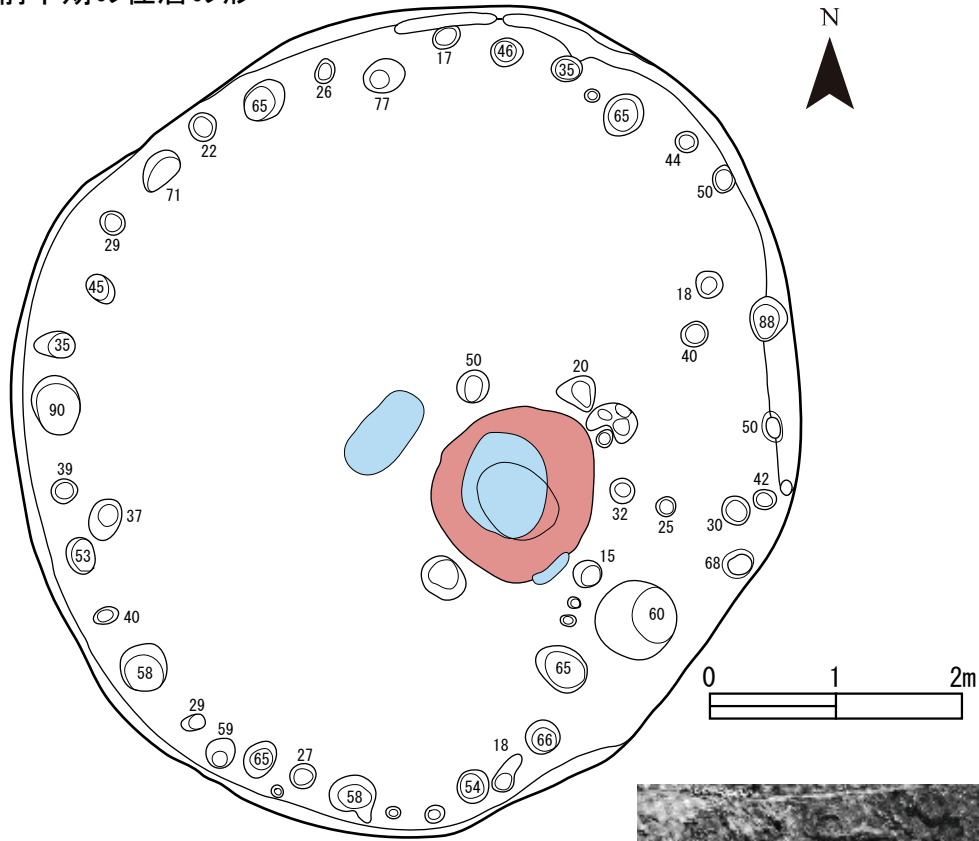


写真 17 円形の住居跡

後半期の住居の形

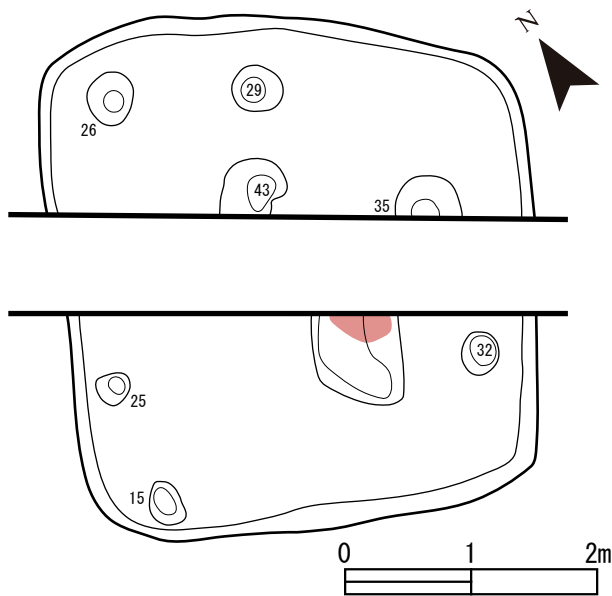


写真 18 方形の住居跡

図 25 住居跡の変化

4. 集落の存続期間

神明貝塚で主体となる土器群は縄文時代後期の堀之内式土器及び加曾利B式土器です。住居跡出土の炭化物について放射性炭素年代測定を実施したところ、6号住居跡柱穴から出土した炭化材は堀之内1式期に相当する紀元前2125～2029年（確率95.4%）の値を示しました。一方、20号住居跡覆土から出土した炭化種実は、堀之内2式期～加曾利B1式期に相当する紀元前1888～1758年（確率95.4%）の値を示しました。このことから、集落の存続期間は、堀之内式期から加曾利B式期のおよそ300～400年間と推定されます。



写真19 集落前半期の土器（堀之内式土器）



写真20 集落後半期の土器（加曾利B式土器）

5. 食料資源と石器組成

神明貝塚の貝類は 99.8%以上が汽水性のヤマトシジミであり、わずかにハイガイ、マガキ、ハマグリなどの海水性の貝類が含まれます。近隣の東金野井貝塚でも同様の貝類組成であり、周辺に汽水域が存在したことを物語ります。

魚骨もコイ科やニシン科、ドジョウなど、淡水域や汽水域に棲息する魚類が多く、貝類組成と整合します。また、現在の東京湾岸域にある縄文時代後期の貝塚に特徴的なアジ類やカタクチイワシは希少であり、神明貝塚の縄文人の漁撈活動範囲は汽水域や淡水域が中心であったと考えられます。



写真21 貝類



コイ



ドジョウ



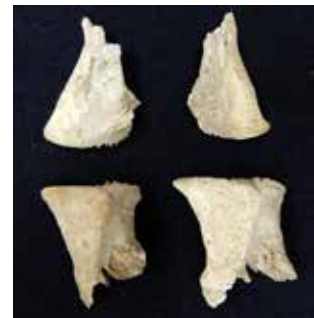
イワシ



エイ・コチ・ボラ



クロダイ・スズキ



フグ

写真22 魚骨

一方、神明貝塚ではシカやイノシシなどの獣骨は少なく、代わりに多くの炭化種実が発掘されました。野生植物で食用可能なコウゾ属、クリ、コナラ属、オニグルミ、トチノキ、キハダ、サンショウ、ミズキ、ニワトコ、ヒシ属、シソ属のほか、日本列島で栽培化された植物としてヒエ属、ダイズ属、アズキ亜属を検出し、縄文人が多様な植物を利用していたことが判明しました。

特に、オニグルミとクリは多く、縄文人が頻繁に利用していたことが分かります。これは、東の谷の沖積層のボーリング調査においても、当時の地層からクルミ属やクリ、トチノキの花粉を検出していることと整合します。このほか、土器表面にはクリ、クルミ、キハダ、サンショウ、ミズキ、ダイズ属、アズキ亜属、アサの種子や核、コクゾウムシなどの圧痕が確認されました。



イノシシ



シカ

写真23 獣骨



写真24 炭化種実

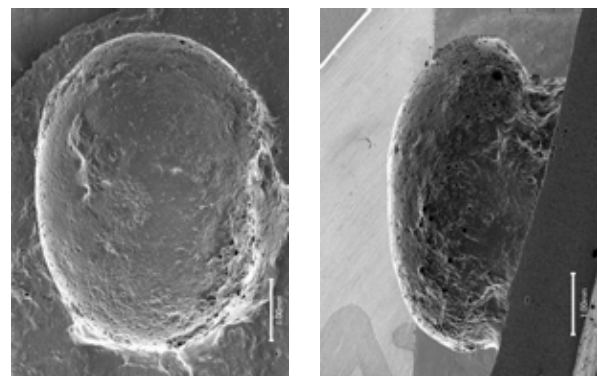


写真25 土器圧痕（大豆）

また、土器付着炭化物及び3～5号人骨について、炭素・窒素安定同位体比分析を行いました。土器付着炭化物は、分析した8点中1点は海産物を含んでいると考えられますが、他は陸上の野生植物(C₃植物)を主体とする値が示されました。さらに、人骨については野生植物やそれを食べる草食動物よりも窒素同位体比がやや高い値であり、海産物の影響がわずかにみられます。しかし、海産物を多く摂取していたとされる市川市の曾谷貝塚や堀之内貝塚、姥山貝塚の人骨よりも低い値であり、神明貝塚の縄文人がそれらの縄文人よりも、植物や草食動物を多く摂取していることを示しています。



写真26 5号人骨

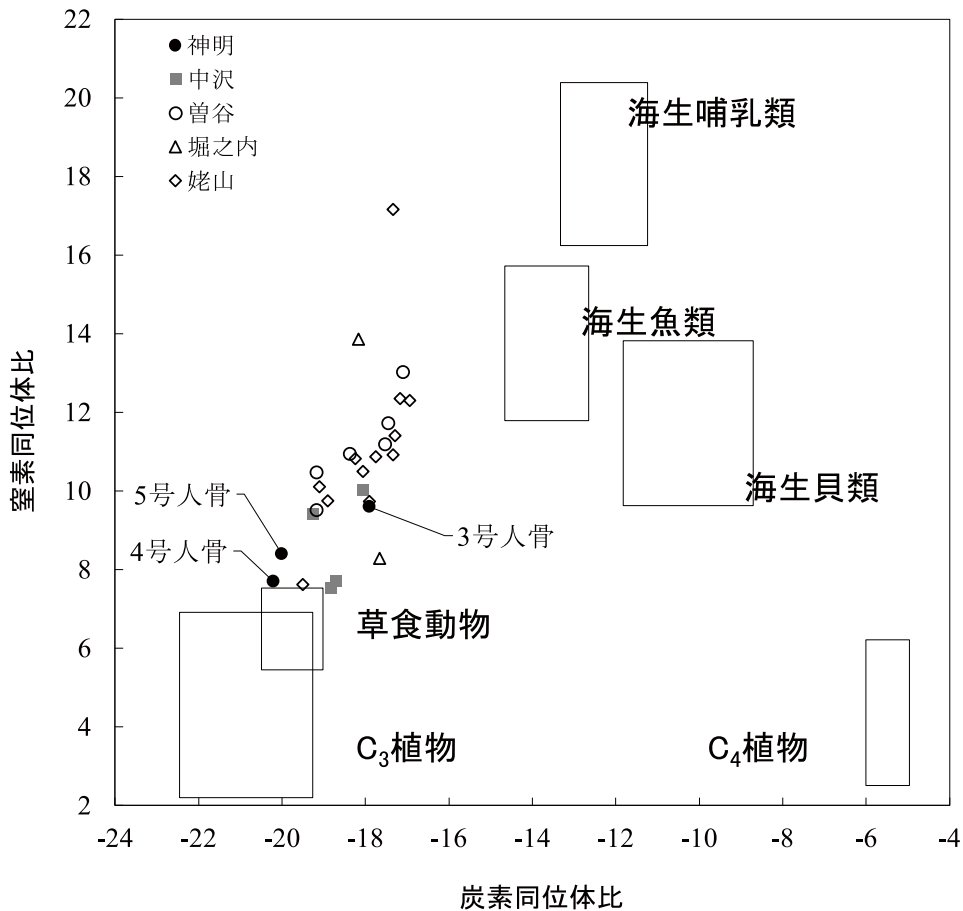


図26 東京湾沿岸の縄文時代後期の人骨における炭素・窒素同位体比

さらに、神明貝塚の石器組成は、石皿、凹石、台石、磨石、敲石などの植物加工具が全体の58.2%を占めており、クリやクルミなどの堅果類が多量に出土することと整合します。次いで浮子、石錘、土錘類などの漁撈具が10.4%、打製石斧、礫器などの植物採集具、磨製石斧、石錐、石匙、削器、砥石などの加工具が9%強です。石鏃などの狩猟具は僅か5.5%と極めて少数です。

このように、神明貝塚は汽水域という立地や環境を如実に反映した貝塚であり、縄文人が周囲の環境とともに生活し、そこから食料資源を得ていたことが分かります。



写真 27 石器

6. 焼土と灰

神明貝塚の遺構の特徴として、集落前半期の住居跡の炉跡は深い掘り込みで、被熱が強く、灰が厚く堆積します。また、貝層上面からローム面にかけて多数の焼土跡が築かれ、貝塚全体に分布します。焼土跡は屋外での作業施設と考えられ、被熱が強く、灰層を伴う点は、集落前半期の住居跡の炉跡と共通します。7号住居跡炉跡などの灰からは、海草のアマモに付着する微小生物が焼けた状態で検出されており、藻塩作りの可能性があります。



写真 28 7号住居跡炉跡



写真 29 4号焼土跡



写真 30 2号灰溜り

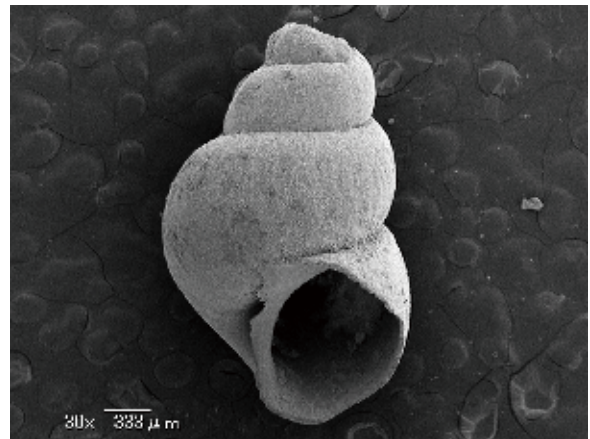


写真 31 7号住居跡炉跡微小貝

7. 焼失住居跡

貝塚南部の9号住居跡には、上屋構造の一部と考えられる炭化材と焼土塊が多量に残されていました。これらの出土状況は、岩手県一戸町御所野遺跡DF22住居跡と同様であり、これまでの研究から、9号住居跡は土屋根構造の住居であった可能性があります。また、遺物は床面直上では土器の出土は僅かですが、4本のピットの際から磨石や石棒が出土し、焼土中からはベンガラ塗りの鹿角製腰飾が意図的に切断された状況で検出されています。

御所野遺跡での実験によれば、土屋根住居は草葺住居よりも耐火性が強いことが示されており、9号住居跡については、住居使用中の失火による焼失ではなく、意図的に上屋を焼却したものと推察されます。

なお、炭化材の樹種同定の結果、大半がクリの木であったことも、クリの炭化種実とともに、縄文人がクリを多く利用したことを裏付けています。



写真 32 焼失住居跡 (9号住居跡)



写真 33 鹿角製装身具

8. 床面被熱住居跡

貝塚南部の7号住居跡では、床一面が被熱した状況が確認されました。燃烧により床面は強く硬化し、床面直下のローム層も著しく被熱しています。加須市長竹遺跡では、床面に焼土を貼った縄文時代晩期の住居跡が確認されていますが、本事例はそれとは異なり、県内でも希少な例です。



写真 34 床面被熱住居跡 (7号住居跡)

9. 周辺環境

東の谷から沖積層のボーリングコアを採取し、堆積土壌中に含まれる花粉及び植物遺体を分析し、当時の周辺環境を推定しました。台地上にはコナラ属コナラ亜属が卓越する森林が縄文時代前期の約7,000年前から晩期の約2,500年前まで維持されていたと推定されます。低地では、谷奥で前期後半(5,500～5,300年前)から、谷の出口では後期中頃(3,600～3,300年前)からハンノキとトネリコ属の低地林が形成され、谷奥の縁辺から台地斜面下部には後期前半(3,800～3,600年前)からトチノキが生育していたと推定されます。

クリの花粉は前期後半から中期前葉には、谷奥で13～21%検出されており、台地斜面上にはすでにクリ林が維持されていたと推定されます。また、中国大陸原産であるウルシの花粉も検出され、微粒炭も多く産出することから、谷とその周辺では縄文人の活動が活発で、森林資源管理も行われていたと考えられます。アカメガシワやムラサキシキブ属、クワ属、タラノキといった陽樹の種実が得られていることから、陽が差し込むような明るい林が維持されていたことを示しています。晩期になると台地斜面上のクリ林は衰退し、やがて大半が消滅したと考えられます。

第4章 史跡等の本質的価値

第1節 史跡等の本質的価値の明示

1. 完全な形で現存する東京湾岸最北の大型貝塚

全国には2,400カ所もの貝塚があり、東京湾岸域は全国でも有数の貝塚密集地帯です。そのなかでも、神明貝塚は最北部の大型貝塚です。

第2章第3節で記載したとおり、4,000年前頃には草加市付近に海岸線があったと推定されています。海岸線以北では河口や湖沼などの汽水域が存在していたと推察されており、縄文時代後期前半には、千葉県野田市から埼玉県松伏町にかけて汽水性のヤマトシジミを主体とする貝塚が形成されました。神明貝塚はそのうちの一つであり、かつ、最大級の馬蹄形貝塚です。東京湾岸北部で直径100mを超える縄文時代後期から晩期の大型貝塚は、神明貝塚の他に、野田市内町貝塚、東金野井貝塚、野田貝塚、山崎貝塚があり、最北は内町貝塚です。しかし、内町貝塚は西側が江戸川の堤防下に埋没しており、集落全体が現存する大型貝塚としては、神明貝塚が最北です。

2. 縄文時代後期前半の集落研究の示準となる遺跡

3,500年前の縄文時代後期の中頃には、再び海面が低下し始め、汽水域は神明貝塚から15km南の野田市山崎貝塚付近まで南下したものと推察されます。汽水域が離れていくとともに、神明貝塚での活動は終焉を迎えました。

山崎貝塚のように、周辺の縄文時代後期の貝塚では、前後の期間を含む長期間にわたり形成された貝塚が大半です。それらは、多時期の遺構や遺物が重複して、ある一時期だけの集落の様相を抽出することは簡単ではありません。それに対し、神明貝塚は大型貝塚であるにもかかわらず、集落の存続期間が300～400年間と短く、土器の型式は堀之内1式～加曾利B2式に限定されることから、東京湾岸域の後期前半の集落の様子を端的に示すことが可能な遺跡です。具体的には、住居の同時存在数や、1回あたりの貝の採取量など、当該期の人々の営みの物量を数値化することが可能であり、縄文時代後期前半の集落の様相を知る上で、示準となりうる遺跡です。

また、縄文時代後期後半から晩期にかけての大規模な遺跡の多くは、環状盛土遺構が形成されています。しかし、神明貝塚では中央部分がやや低いものの、盛土は確認されておらず、それらの遺跡と一線を画しています。

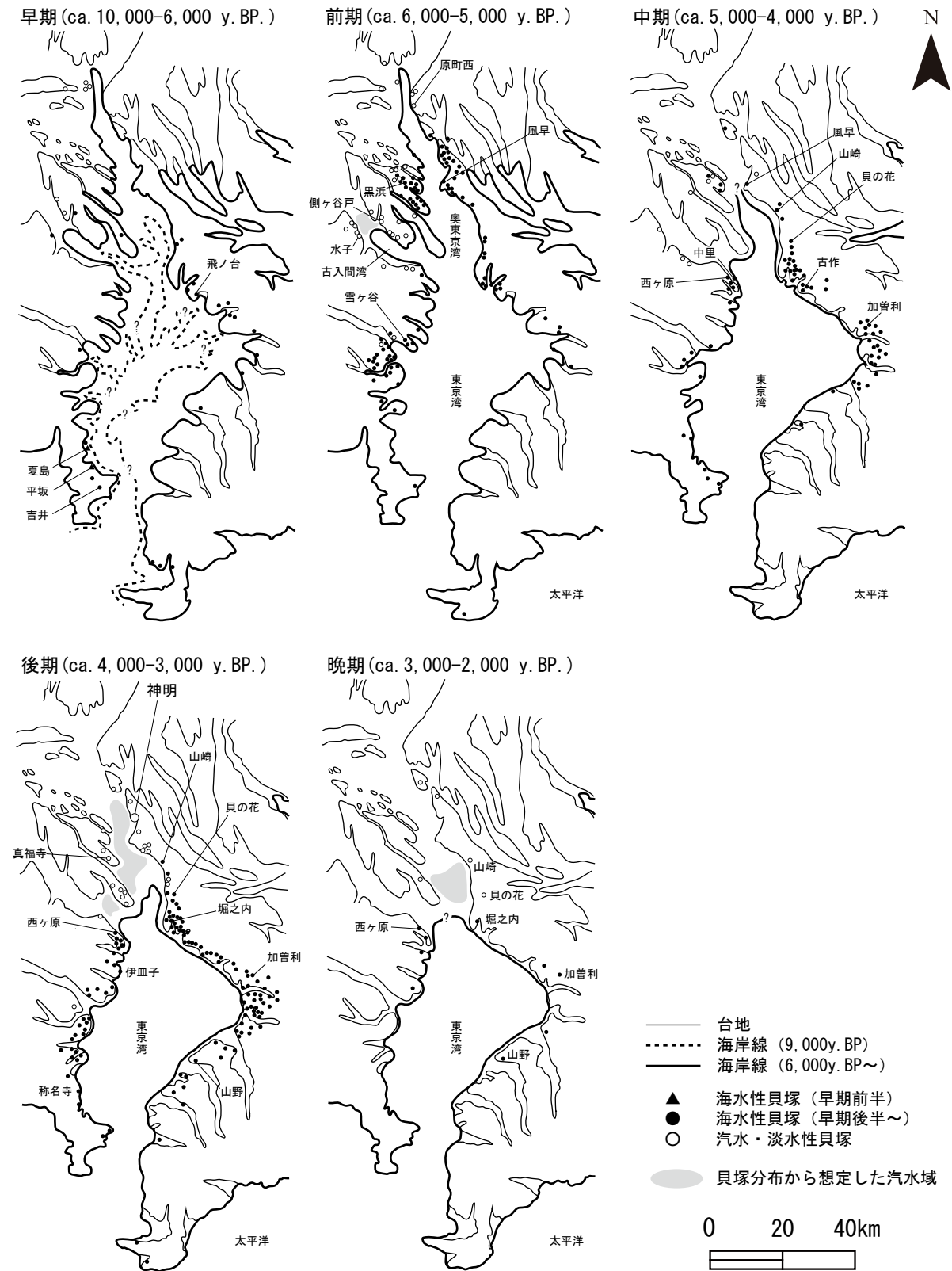


図 27 縄文時代における海岸線と遺跡分布

(樋泉 1999 を基にさいたま市立博物館 2014、埼玉地区文化財担当者会 2007、品川区立歴史館 2007、神奈川県考古学会 2009、古河市史編さん委員会 1985、財団法人千葉県史料研究財団 2004、小杉 1989 を参照して作成)

表2 集落の存続期間

貝塚名	時期	規模
野田市市内町貝塚	早～晩期	直径 200m の環状貝塚 西半分が江戸川の堤防下
春日部市神明貝塚	後期前半	南北 140、東西 160m の馬蹄形貝塚
野田市東金野井貝塚	前～後期	東西 120m、南北 150m の馬蹄形貝塚
松伏町栄光院貝塚	後期	直径 80m の馬蹄形貝塚 東端が江戸川の堤防下
野田市岩名貝塚	後～晩期	直径 50～80m の馬蹄形貝塚
松伏町本郷貝塚	前～後期	馬蹄形貝塚？詳細不明
野田市中野台貝塚	早～後期	直径 50～80m の馬蹄形貝塚
野田市山崎貝塚	中～晩期	直径 130m の馬蹄形貝塚

3. 縄文人の資源利用の多様性を示す遺跡

先に記載したとおり、神明貝塚は汽水域ならではの環境を反映し、貝や魚の多くは淡水域や汽水域に棲息するものです。

また、台地上の遺跡であるにもかかわらず、動物遺体、植物遺体の双方を確認でき、縄文人の食生活の多様性を証明するものとなっています。

さらに、人骨や土器付着物の炭素・窒素安定同位体比分析は、縄文人が植物資源を多く摂取していたことを裏付けました。神明貝塚は、縄文時代後期における食料資源の利用について、多くの情報をもたらす遺跡です。

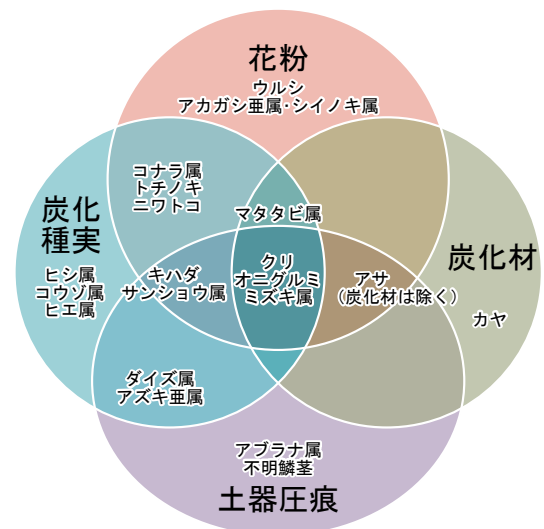


図28 神明貝塚の植物利用

4. 東京湾岸域の貝塚の様相を現物として示す遺跡

東京湾岸域は全国でも有数の貝塚密集地帯であり、神明貝塚はその貝塚群の一翼を成すもので、関東地方の縄文時代後期前半の集落にみられる特徴が顕著です。また、大型環状集落としての普遍性を兼ね備えるとともに、当時の生活や文化についての多くの情報を持ちあわせています。

まず、縄文時代後期前半の堀之内式期から加曽利B式期にかけて、集落が外側から内側へと移行していく様相は、市原市祇園原貝塚など、現東京湾東岸を代表する後期の大型貝塚の調査で明らかにされました。この特徴が、東京湾岸域最北の神明貝塚でも追認されたことは、汽水域、海水域といった環境の違い

にかかわらず、貝塚の形成に一定の規範が存在することを示しています。

また、神明貝塚で確認された炉跡や焼土跡に灰が厚く堆積する状況は、さいたま市真福寺貝塚や千葉市大膳野南貝塚、市原市武士遺跡、西広貝塚、祇園原貝塚などでも確認されています。そのような集落の変遷や炉跡などの遺構の様相は、縄文時代後期前半において普遍的な現象であることを示唆します。

しかし、東京湾岸域において、神明貝塚と共通の事象をもつ遺跡の多くは、開発により喪失しています。神明貝塚は、東京湾岸域における縄文人の集落や生活の様相を、現物として示すことができる数少ない遺跡の一つです。

5. 日本列島の汽水性貝塚を代表する遺跡

縄文文化とは、農耕に依存せず、極めて長期間にわたり安定的な社会を営んだ、世界的にも特徴のある文化です。その最大の特徴は、縄文人が環境の変動に適応し、働きかけ、多くの資源を利用したことです。

東京湾岸域では、縄文時代早期前半は船橋市取掛西貝塚、前期前半は古河市原町西貝塚、後期前半は神明貝塚とその周辺、晩期は山崎貝塚などで汽水性貝塚が形成されました。このような汽水性貝塚の分布は、縄文時代の海進、海退に伴う汽水域の北上と南下を示すとともに、その変動に縄文人が見事に適応した証でもあります。

また、汽水域は淡水域と海水域の間間的な環境であり、内陸地と海浜部を結ぶ位置にあります。神明貝塚では陸性、海水性、汽水性、淡水性の多様な食料資源を利用していたことが明らかになっています。加えて、糸魚川産のヒスイの玉や関東地方近縁の石材を用いた石器、外洋に生息する貝で作られた腕輪などが発掘されるなど、陸と海の双方から人々の交流がありました。

しかし、国の史跡に指定された汽水性貝塚は20ヵ所にも満たず、神明貝塚のように縄文人の資源利用の多様性が明らかとなった貝塚は、ほかにありません。環境変動への適応と多様な資源利用という人類史上重要な現象を伝える、汽水性貝塚の代表として、神明貝塚を守り、活用していく必要があるのです。

第2節 構成要素の区分

先に記載したとおり、神明貝塚は国の史跡であり、埼玉県重要遺跡に選定された周知の埋蔵文化財包蔵地（遺跡）です。また、春日部市民にとっては、市内104ヵ所の遺跡のうち、現地を訪れ、体感できる数少ない遺跡の一つであり、市の内外に誇るべき貴重な宝です。そして、全国的な視点からみれば、この地に特有の地形、気候、風土、人間の活動により育まれた歴史の賜物です。一方、地域住民にとっては、先祖より伝えられ、守り続けてきた田畑であり、生活の基盤です。

つまり、神明貝塚の史跡としての価値は、貝塚単体で成立するものではなく、様々な要素が有機的に結合した結果です。したがって、神明貝塚を適切に保存し、効果的に活用していくためには、様々な要素を特定し、整理する必要があります。

本計画では神明貝塚の構成要素について、以下のように区分します。

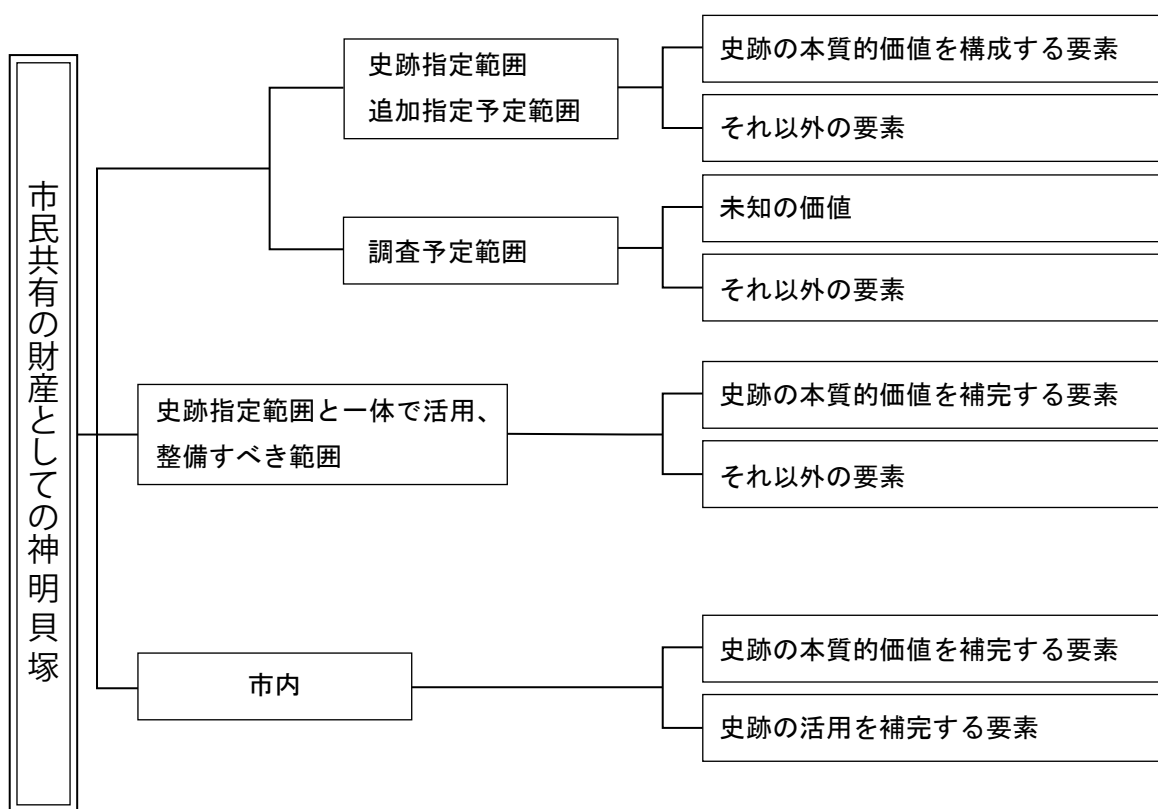


図30 構成要素の区分

第3節 諸要素

1. 史跡指定範囲及び追加指定予定範囲

(1) 史跡の本質的価値を構成する要素

史跡の本質的価値に直結する遺構や遺物、地形や空間などで、恒久的に確実に保存すべきものです。第3章及び第4章第1節に記載した、縄文時代の貝層や住居跡、墓、焼土跡などの遺構、土器や石器、骨、炭化物などの遺物のほか、神明貝塚特有の平坦な地形や自然環境などが該当します。

(2) それ以外の要素

史跡の本質的価値に関係しない構造物や建築物、工作物、樹木などで、史跡の保存管理、活用、整備に際し、移転、除却などをすべきものです。現代の道路、電柱、井戸、農業用ハウス、フェンス、樹木などが該当します。

2. 史跡指定範囲と一体で活用、整備すべき範囲

(1) 史跡の本質的価値を補完する要素

史跡の本質的価値に関係する文化遺産や景観、生業などで、史跡と一体で活用、整備すべきものです。縄文時代以外の遺構、遺物、散居集落の屋敷林、営農などが該当します。

(2) それ以外の要素

史跡の保存管理、活用、整備に際し、移転、除却、修景などの検討が必要な構造物や建築物、工作物、樹木などです。現代の道路、住宅、電柱、井戸、ソーラーパネル、樹木などが該当します。



写真 35 平坦な地形

3. 調査予定範囲

(1) 未知の価値

史跡の本質的価値を構成しうる未知の遺構などです。縄文時代の水場遺構や植物質遺物、地質学的資料などの包蔵が想定されます。

(2) それ以外の要素

史跡の保存管理、活用、整備に際し、移転、除却、修景などの検討が必要な、構造物、建築物、工作物、樹木などです。農地改良に伴う盛土、農業用排水路、電柱、井戸、樹木などが該当します。

4. 市内

(1) 史跡の本質的価値を補完する要素

神明貝塚をはじめとする文化財を生み出した市の歴史、文化、地形、風土です。第2章第6節に記載した指定等文化財や、遺跡、歴史的建造物や文化的景観、河川の歴史、水田などの土地利用、風習、伝承などが該当します。

(2) 史跡の活用を補完する要素

史跡の活用を補完するインフラなどです。郷土資料館などの公共施設、観光資源、公共交通などが該当します。



写真36 江戸川

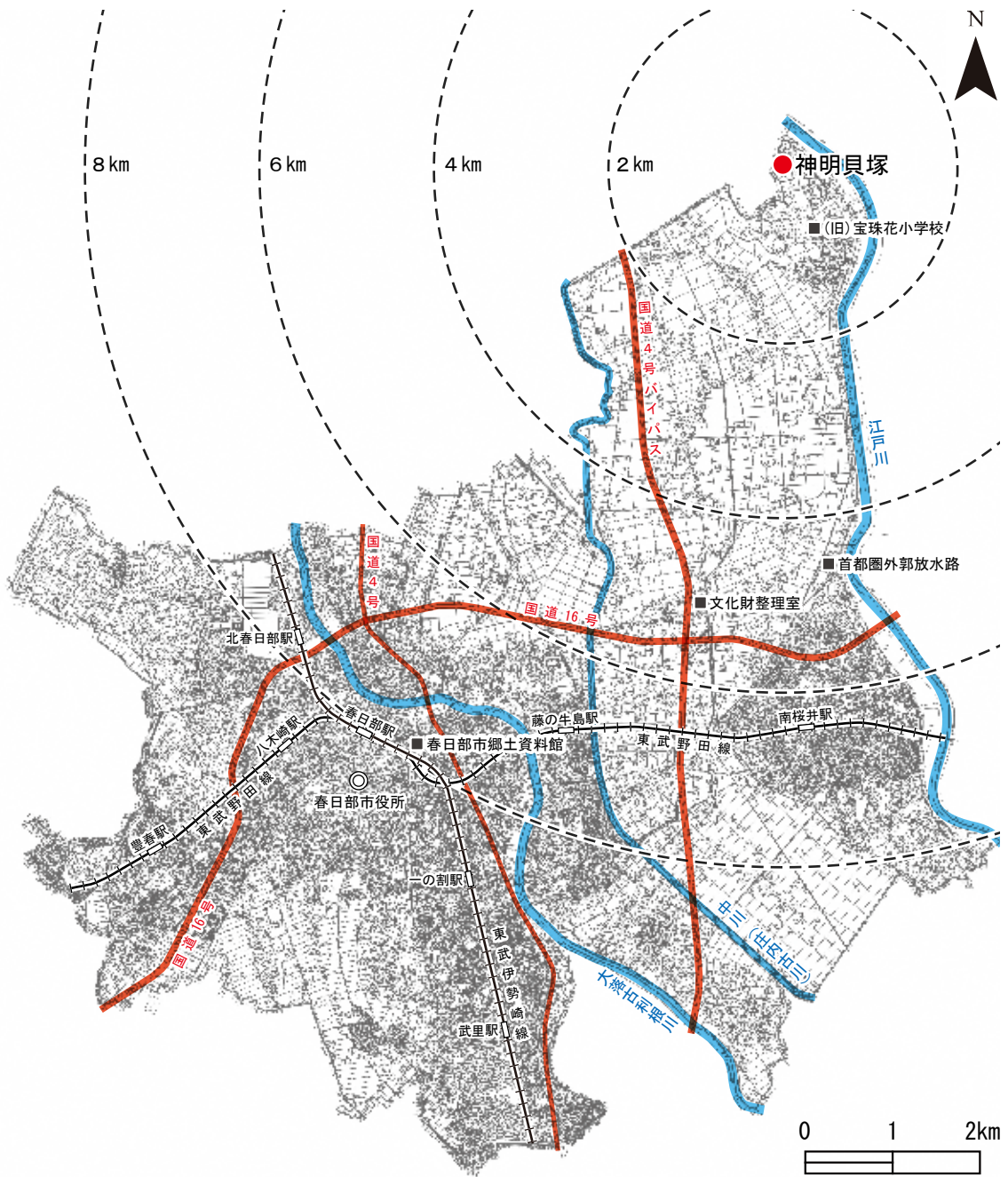


図 32 その他の構成要素の分布

本質的価値を構成する要素以外の諸要素



写真 37 道路



写真 38 フェンス



写真 39 電柱



写真 40 農業用ハウス



写真 41 井戸 (ポンプ小屋)



写真 42 井戸 (送水管)

史跡指定範囲と一体で活用、整備すべき範囲における諸要素



写真 43 屋敷林



写真 44 農地

調査予定範囲における諸要素



写真 45 盛土



写真 46 排水路

市内における諸要素



写真 47 郷土資料館



写真 48 首都圏外郭放水路
(国土交通省提供)